

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 京都市文化芸術活動緊急奨励金 のQ&A	
	<p>* 申請いただくうえで、想定される質問を下記にまとめています。ご確認ください。</p> <p>本奨励金はできるだけ多くの方の、芸術文化の活動を支援したいと考えています。</p> <p>ご検討いただいている活動について、何かございましたら、いつでも相談窓口までご相談ください</p> <p>ご質問を受け付けた内容も、基本的なものに関しては、その都度こちらで更新していきます。</p>
採択前に関する質問	
事業目的・事業内容・奨励対象事業について	
Q.1	本奨励事業の事業目的は何ですか？どのような人を対象とした内容でしょうか？
A	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援することを目的として実施するものです。</p> <p>対象となる文化芸術分野：募集案内に記載の通り（別紙参照：文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野。分野横断的な取組も申請できます。）</p> <p>様々な方からの、今できる範囲での活動や取り組みを支援しようと考えています。</p>
Q.2	どのような活動があてはまりますか？
A	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の脚本や図面、道具類を整理しアーカイブとしてまとめ公開する</li> <li>オンラインで関係者とミーティングを行い、新型コロナウイルスが収束した際に実施する企画の立案を行う</li> <li>芸術に携わる人たちが動画を撮影し発信できるような環境を整える</li> <li>こどもを対象としたオンラインでのレッスンを開始する</li> <li>新型コロナウイルス収束後を見据えた企画のためのリサーチ（関係者や専門家へのヒアリングや意見交換、資料の収集）</li> <li>オンラインでのワークショップを通じた、芸術表現の新手法の開発 など</li> <li>再開期に活動するために必要なクリエイション等</li> </ul>
Q.3	奨励対象期間はいつまでですか？
A	<p>交付決定日（審査のうえ6月初旬を予定）から原則令和2年8月末までに申請活動に着手してください。ただし、社会的状況などにより活動実施が難しい場合は、必ずしもこの期間までに全事業を完了しなくても構いません。8月末の時点では、その日までに実施した内容を報告していただきます。</p>
Q.4	奨励限度額（奨励上限額および奨励下限額）はいくらですか？
A	<p>奨励金の上限は30万円です。ただし採択件数に応じて、20～30万円とします。</p>
Q.5	実施は今回だけか？今後も支援があるか？
A	<p>京都市による継続的な支援対策も検討しています。詳細については決定次第、京都市のホームページ等で発表します。</p>
Q.6	困窮している現況下で、企画を個人だけの力で考えて遂行することが難しい。
A	<p>申請までに各相談窓口にご相談ください。活動内容や状況に合わせてアドバイスをを行なっています。相談件数により対応をお待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。</p>

<b>申請要件について</b>	
Q.1	次の場合は対象となりますか？
1	現在、個人事業者で市内にて活動を行っている場合
A	法人でなければ、申請可能です。
2	現在、5月末（8月末まで）に市内に引っ越す予定にしている場合
A	5月17日（日）までに引っ越しが完了されている場合、申請可能です。
3	現在、法人で働きながら個人で芸術活動を行っている場合
A	個人や団体としてであれば申請可能です。
4	京都府または県外に在住の場合
A	個人の申請の場合：居住・活動拠点が市外であっても、過去に市内での活動実績がある場合は申請可能です。（申請書に過去の活動実績内容を記入していただきます） グループでの申請の場合：全員の居住・活動拠点が市外であっても、過去に市内での活動実績がある場合は申請可能です。（申請書に過去の活動実績内容を記入していただきます） 全員市外に居住、拠点があり、且つ市内での活動実績が皆無の場合は、対象外となります。
5	国籍が異なるが、京都市内に居住している場合は対象となりますか？
A	申請可能です。（ただし、申請要件を満たしていること）
6	趣味で、仲間と芸術文化を発信している場合、また大学や高校のサークル活動は対象となります
A	申請可能です。（ただし、申請要件を満たしていること）
Q.2	一般社団法人や一般財団法人は対象になりますか？
A	対象外です。 他にも、事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループ会社なども対象とはなりません。
Q.3	特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となりますか？
A	対象外です。
Q.4	国・都道府県・区市町村等の他奨励金との重複利用・併願申請等はできますか？
A	本奨励金に申請された方は、「京都市中小企業等緊急支援補助金」を申請することはできません。 その他、国、京都府等からの補助金等を申請することはできます。ただし申請される活動が、他の補助金と項目が重複しないようにご注意ください。既に採択された他の補助金の項目と重複しなければ、活動内容が同じでも申請可能です。
<b>奨励対象経費について</b>	
Q.1	支出の総額が定額奨励金30万円を超える必要があるか？申請者の自己負担金を前提としているか否か。

A	30万円を超える必要はありません。また、申請者の自己負担金は前提としていません。対象外経費をご確認ください。申請活動に係る人件費（申請者も含む）など細やかな経費も計上していただけます。収入がある場合には、その調達内容もご記入ください。
Q.2	採択件数が増えた場合、一律に金額が減るのか、どのように金額算定されるのか。
A	本奨励金は、芸術文化に係る多くの方の活動を支援することを目的にしています。想定以上の申請数があった場合は、実現可能な活動はできるだけ採択したいと考えています。採択件数が増えた場合は、定額30万円ではなく、30万円以内の範囲で審査会を経て金額を確定します。ご了承ください。
Q.3	機材・資料購入も可能とのことだが、支出全てが機材・資料購入でも良いか。
A	申請活動に必要な機材・資料購入は対象経費です。ただし支出欄に機材・資料だけを記入するのではなく、申請活動全体に係る支出を記入いただき、機材・資料はその一部として、計上してください。
Q.4	動画を作る、企画を考えるなどの人件費、また申請者自身のアーティストフィーも支出計上できるのか？
A	本奨励金は、通常の補助金とは異なり、活動そのものを支援する内容としています。そのため、通常の補助金では対象外経費となる、事務人件費や企画立案謝礼なども、対象経費としています。申請者自身が作業される場合は、その人件費や通信費なども計上しながら収支書を作成してください。*Q.6の対象外経費を除く
Q.5	動画を撮影するための衣装や道具を購入したいが対象か？
A	対象経費となりますが、Q.3と同じく、総支出の一部となるように計上ください。
Q.6	対象経費と対象外経費を教えてください。下記に記載のない経費については、相談窓口へご相談ください。
A	<p>* 対象経費</p> <p>1) 人件費（申請者を含む職能の対価としての人件費） アーティストフィー、テクニカルスタッフフィー、出演料、講師料、演出料、通訳料、翻訳料、撮影料、編集料、原稿料、作曲料、編曲料、デザイン料、プロデュースフィー、調査・分析料、制作スタッフ料など。</p> <p>2) 制作費 機材・材料・資料等購入費、スタジオ・設備・機材等レンタル料、作品の借用料、著作権料、活動に係る通信費、運搬費、印刷費、広報費 など。</p> <p>* 対象外経費</p>

	<p>申請活動とは関係ない事務所維持費、経常経費に相当するもの（家賃、光熱水費、通信費）  事務職員給与（*申請活動に必要な場合は可能）  印紙代、ビザ取得経費、交際・接待費、用地取得費  飲食に係る経費（食文化等に関するものに限る）、金券などによる謝礼  申請活動に対して過剰な備蓄用物品購入（プリンターインク、文具費など）  *申請書に記入されていない支払いについては認めません</p>
--	---

## 奨励事業のスケジュールについて

Q.1	交付決定（採択）はいつの予定ですか？通知媒体は？
A	令和2年5月下旬に、申請書に記入いただいたメールにて採択結果を通知します。メールをお持ちでない方は、郵送にて通知します。
Q.2	活動の実施期間ですが、令和2年8月31日までにどの程度着手すれば良いのでしょうか？
A	上記期間に実施できることが望ましいですが、社会的状況などにより実現できない場合は、令和2年8月31日までに何らかを着手していただき報告していただきます。
Q.3	採択が決まった奨励者は、名前や肩書きなどが公表されるのでしょうか？
A	公表する際には、奨励者の方に公表可否の確認をしたうえで、氏名（グループ名）、プロジェクト名などを公表します。

## 申請書の作成及び提出について

Q.1	内容が異なる複数の活動について、同一人がそれぞれの活動で申請をすることはできますか？
A	同一人が複数申請はできません。また別に申請を行う団体の一員となり申請することもできません。 別々の申請者が同じ内容で申請しても採択は1件になります。
Q.2	提出後に申請書の内容の変更はできますか。
A	活動内容の変更が見込まれる場合は、まずは相談窓口にご相談ください。変更理由等を記載し、「活動内容変更承認申請書」を市役所にご提出してください。
Q.3	提出後に提出資料（原本）の返却はできますか。
A	返却はできませんので、ポートフォリオやDVD、作品の現物送付は行わないでください。
Q.4	事前に申請書のアドバイスをしてもらうことはできますか。
A	活動内容の相談窓口にお問い合わせください。
Q.5	先着順で採択されるのですか。
A	先着順ではありません。募集期間中受け付けたものを審査します。

## 審査方法について

Q.1	審査方法および審査基準について教えてください。
-----	-------------------------

A	<p>審査は令和2年5月中旬に、学識経験者や文化芸術事業に精通した者で構成する審査会にて行います。</p> <p>①申請活動が広く、京都市民にも還元されるか  ②現況下において、実施できる活動・手法であるか（感染拡大防止ともなる表現手法か）  ③成果が文化芸術の発展に寄与するか（活動の今後の発展性、持続性）</p> <p>*本事業は、芸術・技能の水準を評価するものではなく、現状下において何に取り組んでいこうとするか、また今後の文化芸術にどのように繋げていこうとする取り組みか、その意欲や今後の可能性を重要視しています。</p>
Q.2	採択件数を教えてください。
A	応募状況にもよりますが、150～200件を予定しています。
Q.3	不採択の際、フィードバックがあるか否か。
A	採択結果のみを通知いたします。
Q.4	審査基準に、成果が広く市民に還元されるかとあるが、京都市民に還元を求めるものか？具体性が 必要か？
A	<p>本奨励金は京都市財源によるもので、一定の限られた人を対象にしたものではなく、京都市民を含む多くの人々や地域を対象に発信される活動を求めて募集しています。現況下、申請いただく活動を行うことで、どういった成果が見込まれるかを申請書に記入ください。</p> <p>「還元」という点に関しては、有料・無料を問わず展覧会や公演を京都市内で行うほか、HPなどアクセス可能な形で公開していただきます。</p>
<b>採択後に関する質問</b>	
<b>採択後の流れについて</b>	
Q.1	交付決定後の流れについて教えてください。
A	<p>交付決定→支払い請求手続き→奨励金交付（※1）→奨励活動実施（※2）→活動実施報告（※3）</p> <p>※1 採択件数によっては、上限30万から下限20万に減額される場合があります。（奨励対象経費のQ1、Q2を参照）</p> <p>※2 活動内容や期間等に変更が生じる場合には事前にご相談ください。</p> <p>※3 活動終了日から30日以内に実績報告書及び収支決算書の提出義務があります。</p>
Q.2	交付決定後、実施していく際に相談する先はあるか？
A	<p>あります。</p> <p>京都芸術センター（公益財団法人京都市芸術文化協会）、ロームシアター京都（公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団）、一般社団法人HAPS等</p>
Q.3	実施の際に広報支援など、支援体制があるか？
A	本市の公式ホームページ等での活動情報の発信を行う他、活動終了後、本市事業・施策の連携・協力を依頼する予定です（任意）。

<b>奨励金の支払いについて</b>	
Q.1	奨励金の額は何を基準に最終確定するのでしょうか？
A	審査会にて金額は確定します。
Q.2	奨励金の確定額は、どのような形で知ることができますか？
A	採択結果と合わせて、メール又は郵送にてお知らせいたします。
Q.3	奨励金の支払い方法と時期について教えてください。前払いは可能か？
A	採択結果と金額の通知後に、事務局より「請求書」様式を送付します。住所、氏名、振込口座を記入、押印後、京都市文化芸術企画課へご返送ください。事務局で確認した後に、前払いとして振込みます。
<b>活動内容の変更又は中止の報告等について</b>	
Q.1	活動内容を変更したい場合はどうすればよいですか。
A	活動内容の変更が見込まれる場合は、まずは相談窓口にご相談ください。変更理由等を記載し、「活動内容変更承認申請書」を提出してください。
Q.2	活動が思うように進まず中止をしたいのですが、中止は可能ですか。
A	活動の中止が見込まれる場合は、まずは相談窓口にご相談ください。 交付決定を受けた活動内容を中止せざる得なくなった時は、中止理由等を記載し、「中止承認申請書」を提出してください。
<b>活動結果報告書について</b>	
Q.1	活動結果報告とは何ですか？
A	活動終了時に、事業実績の報告書（交付が決定後お送りします）を京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課に提出してください。
Q.2	活動結果報告のタイミングを教えてください。
A	活動終了日から30日以内に提出してください。
Q.3	活動結果報告では何を提出すればよいですか？
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動結果報告書</li> <li>・収支報告書（*領収書類の提出は不要ですが、活動報告終了後に経費に対して質問をする場合もございますので、支出書類はお手元に保管してください。）</li> <li>・アンケート</li> </ul>
<b>その他</b>	
Q.1	奨励交付後に他の奨励金（助成金）に申請することはできますか？

A	<p>「京都市中小企業等緊急支援補助金」には、重複して申請することはできません。</p> <p>また、本事業に申請される活動について、京都府等の他の補助金と重複して申請しても構いませんが、収支予算書に記載してください。※申請する際は申請先の補助条件などをよくご確認のうえ申請してください。</p>
Q.2	<p>交付決定を受けた後、決定を取り消されることはありますか？</p>
A	<p>以下の項目に該当する場合は交付した奨励金の返金を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容を実施する見込みがないと認められるとき。</li> <li>・所定の期間内に活動結果報告書又は関係資料の提出がないとき。</li> <li>・活動結果報告書により報告を受けた活動内容が、申請の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。</li> <li>・奨励金の使途がふさわしくないと認められるとき。</li> <li>・その他、提出された資料に虚偽のあるとき。</li> </ul>
Q.3	<p>交付決定を受けた内容を個人またはグループのホームページ等で公表してもよいですか？</p>
A	<p>採択結果通知後でしたら、申請者ご自身の活動に関しては発信いただいて結構です。</p>
Q.4	<p>特に顕著な事業への継続的な支援やサポートの対象とはどのような内容ですか？</p>
A	<p>審査会を経て、他機関の協力なしでは現況下において実現実施が難しい、また申請者だけで行うよりも他機関が協力することで幅広い展開が期待されるものに関しては、会場提供やアドバイス、または共同実施を行う予定です。</p>
Q.5	<p>各種様式は、どこで手に入れればよいですか？</p>
A	<p>・申請書式及び結果報告書様式については、事務局及び窓口相談先のウェブサイトにてダウンロードいただけます。また市内、下記にて要項を令和5月1日～17日まで配布しています。</p> <p>配布先：京都市役所、区役所・支所、京都芸術センター、ロームシアター京都、HAPS、文化会館、各大学、民間文化施設など</p>
Q.6	<p>英語の様式はありますか？どこで手に入れればよいでしょうか？</p>
A	<p>現在作成中です。整い次第京都市情報館、京都芸術センター、ロームシアター京都、HAPSのウェブサイトよりダウンロードしていただけます。</p>